

いただいたご意見と本市の考え方について(2件)

事項	連番	意見(整理又は要約したもの)	意見件数	本市の考え方
<p>「大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱」(案) 別表 保育利用調整基準 (1)基本点数表</p>	No.1	<p>【就労・就労内定】 今回発表される変更点とはずれませんが、育休延長の厳格化について意見させていただきます。 2025年度から育休延長の可否をハローワークが判断する事になります。 現在大阪市では延長を希望する場合、順位を下げる方にチェックをし、本当に保育が今必要な方と選考を分けられていますが、来年度の厚生労働省の育休延長のルール変更に伴い、この部分も変更が必要と考えます。 ここの現行の文言がなくなった場合、本当に保育が必要な方が優先されないこと、望まない方の辞退者が増えてしまう事による自治体の事務作業の増加などが発生すると推測しますし、このままの文言であればハローワークで育休延長が認められなくなりますので、育休延長の可能な方も順位を下げる事を希望せず申請するかと推測します。 優先順位ではわかりえない、本当の保育の必要性を見極めるために現行の「※現在育休中の場合の利用調整の希望」については厚生労働省が明記している「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」という文言に変更して現行同様の運用を続けられることが市・及び申請者両方にメリットがあると考えます。 ご検討ください。</p>	1	<p>雇用保険法施行規則(厚生労働省令)の一部改正に際しては、市区町村に対する保育の利用の申込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示を行っている場合は、速やかな職場復帰を図るために保育の利用を希望しているものと認められない方針が厚生労働省から示されています。 これを受け、本市における後順位を希望する場合の文言について大阪労働局に確認を行ったところ、「「現在育休中の場合の利用調整の希望」の選択肢の記載内容が育児休業給付金の受給に当たって不利に働くことはありません。」との回答を受けております。 したがって、本市の定める様式等における文言は変更いたしません。</p>
<p>「大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱」(案) 別表 保育利用調整基準 (2)調整指数表</p>	No.2	<p>【就労状況】 1.待機児童(保留になった期間)を加点対象にしてほしい。 生後3ヶ月ですと待機になっている児童よりも、点数優位な児童の方が入りやすいので、例として半年以上、9ヶ月以上保留であれば少量でも加点してほしいと思いました。 2.早生まれ児童の予約制度について 現行でしたら、早生まれは申し込みすら困難です。せめて予約制度があればと思います(他の自治体はあります) 3.復職期限について 大阪は月末までを期日にしていますが、せめて翌月1日にしてくれませんか？ 社会保険料の免除期間もかわりますし、多くの企業が1日付をありがたいと感じると思います。 また生後半年でしたら慣らし保育はかなりの時間がかかります。 自治体によっては翌月15日までとしているところも多いと思います。 せめて1日違うだけでも大きいのでよろしく願います</p>	1	<p>1 待機期間について 本市の利用調整基準では、利用調整時点における保育の必要性の程度により順位を決定することになります。 したがって、待機期間の長短ではなく、待機に伴う保育の代替手段等により加点等を判断するものです。 2 予約制度について 予約制度は、保育施設における空白期間(予約対象の児童が入所するまでの期間)が生じるため、令和6年4月1日現在、2,000名以上が利用保留となる本市の状況での実施は困難です。 ただし、早生まれも含め0歳児の4月入所の利用調整を受けられない児童については、上位となる取扱いを順位表に設けているところです。 順位表上の取扱いについては、「大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱」(案) 別表 保育利用調整基準(3)順位表をご参照ください。 3 復職の期限について 原則として、保護者のいずれかが育児休業中には、当該育児休業の対象児童は保育施設等に入所することはできませんが、厚生労働省による平成18年7月5日付雇児保発第0705001号「育児休業期間終了時における保育所入所の弾力的取扱いについて」において、「ならし保育」として適当と考えられる1～2週間程度の期間内において、育児休業終了前に保育所への入所決定を行い入所させることは差し支えない旨が示されております。 上記通知のとおり、「ならし保育」は1～2週間程度が適当であると考えられるため、本市では復職期限を利用開始月中と定めているものです(あくまで「ならし保育」への対応に配慮するものであり、他の要素(社会保険料負担等)を考慮するものではありません)。</p>